

# 「癌治療における椎茸菌糸体抽出物の有用性研究会」会則

(2015.10.17 制定)

## 第1章 総則

(名称)

### 第1条

本会は、癌治療における椎茸菌糸体抽出物の有用性研究会 (L.E.M. Research Association) と称する。以下、「本会」と略称する。

(事務所)

### 第2条

本会の事務所を下記に置く。

〒530-0012

大阪市北区柴田2丁目5番14号

## 第2章 目的および事業

(目的)

### 第3条

本会は、会員の椎茸菌糸体抽出物 (*Lentinula edodes mycelia extracts*; L.E.M.) の癌治療その他健康領域における基礎的な調査、研究開発およびこれに関連する研究発表、知識の交換並びに会員相互間および内外関連学協会との連絡提携の場となり、学術の発展、技術の向上、産業の発展並びに人々の健康維持増進に貢献することを目的とする。

(事業)

### 第4条

本会の目的達成のため以下の事業を行う。

- (1) 研究発表会、学術講演会、学術セミナー等の開催
- (2) 椎茸菌糸体抽出物に関連する調査及び研究の実施
- (3) 会員相互の意見交換
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した個人または団体、施設とする

(入会)

第6条 本会に入会を希望する者は、理事の推薦の上、入会申込書を提出し、会長の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、細則に定める会費を納付しなければならない。また、既納の会費は、いか

なる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、以下に掲げる事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 退会
  - (2) 死亡、失踪宣告
  - (3) 会費を滞納したとき
  - (4) その他、理事会が不相当と認めたとき
- (退会)

第9条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

#### 第4章 役員等

(役員)

第10条 本会は、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
  - (2) 理事 1名以上10名以内
  - (3) 監事 1名
- (世話人)

第11条 本会に世話人を若干名置くことができる。

2. 世話人は、会長が委嘱し、任期は役員に準じる。
3. 世話人は、本会の会務につき、会長若しくは理事会の諮問を受け、各種の助言と協力を行うものとする。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 会長は、理事会において理事の互選により選任する。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 会長は、本会の業務を総括し、本会を代表する。

2. 理事は、会長に事故が生じたとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理し、またはその職務を行う者を互選により選出する。選出された理事は、会長の代わりにその職務を代理し、またはその職務を行う。

3. 理事は、理事会を組織して、会の運営を議決し執行する。
4. 監事は、本会の業務執行及び資産状態の監査を行う。

(役員任期)

第14条 本会の役員任期は3年とし、再任を妨げない。

(役員解任)

第15条 役員職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認めら

れるときは、理事現在数の3分の2以上が出席する理事会において、議決権を有する出席理事の3分の2以上の議決により、解任することができる。

2. 前項の決議に際しては、当該理事はその議決権を有しない。また、当該理事は定足数に算入しない。

## 第5章 会議

(理事会の招集等)

第16条 理事会は、会長並びに理事をもって構成し、業務遂行上必要と認めるときに会長が招集する。

2. 理事会の議長は、会長とする。会長は、理事または会員の中から自己に代わって議長となるべき者を指名することができる。

(理事会の定足数等)

第17条 理事会は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、議決権を有する理事現在数の3分の1以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき、書面をもって、あらかじめ賛否の意思を表示した者、または委任状を提出した者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、議決権を有する出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の構成)

第18条 総会は、第4条の会員をもって組織する。

(総会の招集)

第19条 通常総会は、原則年1回会長が招集する。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、会長とする。

2. 会長は、理事または会員の中から自己に代わって議長となるべき者を指名することができる。

(総会決議事項)

第21条 総会は、この会則に定めるもののほか、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 役員を選任
- (2) 本会の解散
- (3) その他本会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

(総会報告事項)

第22条 役員は、次の事項を総会において報告するものとする。

- (1) 事業計画および収支予算およびこれに関連する事項
- (2) 事業報告および収支決算およびこれに関連する事項

(総会の定足数等)

第23条 総会は、議決権を有する会員現在数10分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき、書面をもって、あらかじめ賛否の意思を表示した者、または委任状を提出した者は、出席者とみなす。

2. 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、議決権を有する出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第6章 資産および会計

(資産の構成)

第24条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 会費収入
- (2) 寄付金品
- (3) その他の収入

(経費の支弁)

第25条 本会の事業遂行に要する経費は、資産を持って支弁する。

(本会の事業計画収支予算)

第26条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の決議を受けなければならない。

(収支決算)

第27条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後に会長が作成し、監事の監査を受け、理事会で決議を受けなければならない。

2. 本会の収支決算に余剰金があるときは、翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 会則の変更並びに解散

(会則の変更)

第29条 この会則(細則を含む)は、理事現在数の過半数が出席した理事会において、議決権を有する出席理事の過半数の議決により行うことができる。

(解散)

第30条 本会の解散は、理事会および総会の各々において、決議を経なければならない。ただし、この場合における理事会決議は、理事現在数の過半数の出席を要するものとする。

(残余財産の処分)

第31条 本会の解散に伴う残余財産は、理事会および総会の各々において、議決権を有する出席者の半数以上の決議を経て、公益社団法人又は公益財団法人もしくは特定非営利活動法人に寄付するものとする。

癌治療における椎茸菌糸体抽出物の有用性研究会 細則

(2015.10.17 制定)

(会費)

第1条 本会の会費を次のとおりとする。

(1) 会員の会費は、年額3,000円とする。

以上